

法令等遵守の体制

コンプライアンス (法定等遵守) とは、法令やルールを厳格に遵守することはもとより、さらには社会的規範を全うすることをいいます。

金融機関にはその社会的機能から高い公共性を求められており、コンプライアンスへの取組みが一層重要となっています。

稚内信用金庫では、「法令等遵守委員会」、さらに、「統括監査部」を設置し、法令等遵守の体制強化に努めています。また「稚内信用金庫行動綱領」、「法令等遵守マニュアル」、「公益通報者保護に関する規程」を制定し、役職員一人一人が地域金融機関としての社会的使命と高い公共性を常に自覚するとともに、責任ある健全な業務運営の遂行に努め、法令等遵守の浸透・定着を図っています。

また、毎年度コンプライアンスを実現するためのコンプライアンス・プログラムを策定し、「コンプライアンス 教育研修」等を実施しています。



交通安全並びに金融防犯教室(2020年11月6日) (稚内警察署のご協力により1976年より実施) 交通安全宣言する稚内信用金庫職員



交通安全に係る街頭啓発の様子(2020年9月23日)



枝幸警察署の協力のもと、枝幸支店にて防犯訓練を 実施しました。 (2020年10月16日)

振り込め詐欺等の被害未然防止のため、 取組みを強化!!



を励行し、被害の未然防止に努めていますが、加えて広報誌「ジャスト・ナウ」やホームページ、年金友の会の各行事における啓発・注意喚起活動を強化しています。

東支店において振込詐欺被害を未然に防止したことから、 権内警察署より感謝状が贈呈されました。 (2020年11月6日)

【稚内信用金庫行動綱領】〈序文〉

稚内信用金庫(以下、金庫という。)は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織の金融機関として、業界が掲げる〈中小企業の健全な発展〉、〈豊かな国民生活の実現〉、〈地域社会繁栄への奉仕〉の三つのビジョンの下、その社会的使命を自覚し地域の発展のために尽力してきた。

これからも、その社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するため、茲に行動綱領を定める。



施	策	実施内容
		7(20 13 1
【理事会】【常務会】		
コンプライアンス・プログラム	の決定	第622回京側囲車会/2/25間 <i>は</i> ソニア決定
	· · · · · —	・第632回定例理事会(2/25開催)にて決定 第632回定例理事会(40/45開催)にて決定
コンプライアンス・プログラ/	い延歩、達成状況の報告	・第639回定例理事会(10/15開催)にて進捗状況を報告、第642回定例理事:
		(4/14開催)にて達成状況を報告
重要事象の報告に係る検証		・該当なし
【常務会】	1 **L***	四本 5 (- 1- 2 88 /4 / 4 4 2 4 2 3 4 2 3 6 7)
経営陣による幹部職員対象少		・理事長による開催(全店舗 延130回)
役員の定例検査講評の立会い	、各種会議等への参加	・ 専務理事ほか常務会メンバーによる開催(全店舗 延174回)
* 一、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		*いずれもZOOMによる開催含む
. 遵守態勢の充実・強化		防吐 法会签递户委员会专职出 (17回)
【法令等遵守委員会】	-74 > -7 MT O + 1 -	・随時、法令等遵守委員会を開催(17回)
交通事故報告、相談·苦情、專	#務ミ人等の対応	· 交通事故報告 (18件)
		・相談・苦情等記録(7件)、オペレーショナル・リスク報告書(21件)の内
		に対し、発信文書による注意喚起、個別指導、役員と営業店長との意見交
First property - *		等、随時対応
【統括監査部】		WW. + (2 + + + - + - 75 D) :
コンプライアンス違反、事務	ミス等の事例に基づいた実務	・営業店役席者、実務担当者への個別指導
対応指導		(取引時確認の厳格化、不正取引への営業店対応、業務上のコンプライアン
(リスクベースアプローチに基		指導、内部管理態勢、リスク管理上の留意点等、随時)
営業店訪問による内部研修等	の実施	 疑わしい取引の分析・蓄積・対応指導(34件)
		・本部での僚店実習(9/16開催 3名、11/5開催 3名)にて指導(直近の事
		を基にしたリスク管理等)
		・「犯罪収益の移転にかかるリスク評価書」「犯収法等に伴う顧客の受入れた
		関する実務対応」の見直し(資料数値以外は改訂なし)
【総合企画部】		
総合企画部長指名による強制	職場離脱の実施	・統括監査部での研修(2名実施)
職場離脱者を対象に実務指導	力強化を目的とした本部研修	・5営業日以上連続職場離脱 273名全員実施
の実施		*業務点検の結果「問題なし」
【全部店】		
マネロン等防止対策、反社会	的勢力および特殊詐欺等への	・振り込め詐欺被害防止啓発運動
対応		(各警察署協力のもと各店舗にて実施)
		4/15(東)、6/15(北、枝幸、歌登)、8/14(富岡、枝幸)、
		10/15(南、枝幸)、12/15(本店)、2/15(東)
		· 防犯模擬訓練 10/16 (枝幸)
		・マネロン、反社会的勢力、特殊詐欺、疑わしい取引等の分析・対応
		(全店舗、随時)
継続的顧客管理の実施		・本格付-ハイリスク(H)を設定
警察当局や顧問弁護士との講	習会、意見交換会等を開催	・交通安全並びに金融防犯教室
		稚内地区(11/6開催)
		・冬道安全運転への注意喚起(10/30総合企画部より)
3. 諸規程類		
【法令等遵守委員会】【本部名		
法施行、改正等に対応した規	程、マニュアル等の見直し	・法令等遵守委員会にて規程・要領等の制定・改正を協議(11件)
. 遵守管理		
【監事】		
監事による業務監査		・営業店監査(全店舗実施)
【統括監査部】		
定例検査および業務指導		・統括監査部による定例検査(全店舗実施)
		・員外監事による定例検査講評の立会い
		・監事と統括監査部は随時意見交換を実施し情報を共有
交通安全指導(運転記録証明	書による違反履歴の確認等)	・交通事故報告等による個別指導
		(違反履歴に関するコンプライアンスチェックは全員適正であることを確認)
【本部各部】		・各部による業務指導(全店舗、延242回実施)
. 研修体制		
【総合企画部】		
>人事教育研修計画		
全信協主催研修等への派遣		・全信協主催 1講座 1名受講
内部集合研修		・新入職員研修(3月、10月開催)、チームリーダー研修(10月開催 延38:
		受講)、融資研修「事業性評価の本質と実践」(10月開催 51名受講)
通信教育(全信協通信講座)		· 必修講座98名、任意講座157名受講
【全部店】		S-15- RESET TO TO TOUR TO SOUTH
\		・「事業承継セミナー」木次谷学税理士、木村明恵弁護士
THAT 2/1 U/1 PS		ナ木がにヒーノ 小ハロブル仕工、小門り芯丌成工
(顧問弁護士等からのレクチャ	- 等)	(対面での個別相談およびZOOMでの個別相談参加とセミナー開催



2021年度コンプライアンス・プログラム				
項目	実施計画の具体的施策			
1.経営の関与	【理事会】【常務会】	・次年度コンプライアンス・プログラムの決定	第4四半期	
		・コンプライアンス・プログラムの進捗、達成状況の報告		
		・重要事象の報告に係る検証	 	
	【常 務 会】	・役員の定例検査講評の立会い等による業務実態把握	- 附四寸	
2・遵守態勢の充実・強化	【法令等遵守委員会】	・交通事故報告、相談・苦情等記録、オペレーショナル・リスク報告等への対応		
	【統括監査部】	・コンプライアンス違反、相談・苦情等記録、オペレーショナル・リスク報告の事例等に	-	
		基づいた実務対応指導〜営業店訪問による内部研修等の実施		
		・新型コロナウイルス感染対策〜訓練等の実施や感染防止備品の確認		
	【総合企画部】	・総合企画部長指名による強制職場離脱の実施	随時	
		・職場離脱者等を対象に実務指導力強化を目的とした本部研修の実施		
	【全 部 店】	・マネロン等防止対策、反社会的勢力および特殊詐欺等への対応	-	
		リスクベースアプローチ(※) の継続		
		・警察当局や顧問弁護士との講習会、意見交換会等の開催		
3.	【法令等遵守委員会】【本部各部】	・法施行、改正等に対応した規程、マニュアル等の見直し		
諸規程類			適時	
4. 遵守管理	【監事】	・監事による業務監査の実施		
	【統括監査部】	・統括監査部による定例検査および業務指導の実施		
		(規程、要領、手順書等に基づく正確な事務処理に関する指導)	随時	
	【本部各部】	・本部各部による業務指導の実施		
5.	【総合企画部】	・各種研修等に於ける法令等遵守教育の実施		
). 研修体制	【全 部 店】	・弁護士、社会保険労務士等による法令や労働関係法規に関する職場研修の実施	随時	
体 制 		(「士業ネットワーク」を活用)		

※リスクベースアプローチ/発生しうるリスクを想定し、そのリスクに見合った対応を講じること。



金融ADR制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客さまからの苦情のお申出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日 (9時~17時) に営業店 (電話番号は58~59ページ参照) または統括監査部 (電話: 0162-22-0625) にお申し出ください。

[紛争解決措置]

札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記統括監査部、北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。

なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫統括監査部にお問合わせ下さい。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、遵守事項を定め、お客さまからの信頼の向上に努めます。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。

また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

保険募集指針

当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正な保険募集を行うための方針として、「保険募集指針」を定めております。

詳しくは当金庫本支店の店頭ポスター、または当金庫ホームページをご覧ください。